

計量法施行規則第75条第2項

・次に掲げる特定計量器（取引・証明に使用するもの）については、法第19条第2項（定期検査）または法第116条第2項（計量証明検査）に定めるところにより行うものであること。

法第19条第2項で定めるところにより行う特定計量器	非自動はかり、分銅およびおもり
	皮革面積計
法第116条第2項で定めるところにより行う特定計量器	騒音計
	振動レベル計
	濃度計（ガラス電極式水素イオン濃度検出器および酒精度浮ひょうを除く）

・上記以外の特定計量器（取引・証明に使用しないもの）については、特定計量器検定検査規則で定める技術上の基準に適合するかどうかおよびその器差が使用公差を超えないかどうかの検査を、特定計量器検定検査規則で定める方法により行うものであること。